

社会福祉法人みかたこぶしの里
役員報酬 及び 費用弁償規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みかたこぶしの里（以下「本法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員と第三者サービス評価委員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給及び費用弁償)

第 2 条 本法人の役員及び評議員の報酬等については、定款に基づき報酬の支給及び費用弁償を行う。

2 本法人の評議員選任・解任委員並びに第三者サービス評価委員については、別表の費用弁償を行う。

3 前項の報酬及び費用弁償の額は、本法人の運営状況により変更されることがある。

【 附 則 】

1. この規程は、議決の日から施行し、平成元年9月1日から適用する。
2. 平成3年3月25日一部改正し、平成3年4月1日から適用する。
3. 平成3年12月3日一部改正し、平成3年12月1日から適用する。
4. 平成6年2月16日一部改正し、平成6年4月1日から適用する。
5. 平成7年4月26日一部改正し、平成7年4月1日から適用する。
6. 平成8年5月29日一部改正し、平成8年4月1日から適用する。
7. 平成13年3月19日一部改正し、平成13年4月1日から適用する。
8. 平成20年1月18日一部改正し、平成20年4月1日から適用する。
9. 平成22年1月18日一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
10. 平成25年2月27日一部改正し、平成25年4月1日から適用する。
11. 平成29年6月19日の定時評議員会後に改正し、同日より適用する。

【 別 表 】

役員報酬及び費用弁償の額

1. 報 酬

理 事 長 月 額 110,000円

2. 費用弁償

- (1) 本法人の役員が本法人の職務のために旅行したときは、社会福祉法人みかたこぶしの里職員等旅費規程の規定による額。
- (2) 本法人の役員（理事長及び施設長を除く）が理事会及び評議員会等に出席した場合また決算監査に従事した場合は、日額8,000円（交通費実費相当額を含む）。
- (3) 本法人の評議員が評議員会に出席した場合は、日額6,000円（交通費実費相当額を含む）。
- (4) 評議員選任・解任委員会並びに第三者サービス評価委員が関係する会議に従事し

た場合は、日額5,000円（交通費実費相当額を含む）支給する。

- (5) 本法人の役員（理事長及び施設長を除く）及び評議員が、理事会・決算監査及び評議員会以外の会議に従事した場合は、日額4,000円（交通費実費相当額を含む）。